# サーバ環境提供サービス(IaaS) 利用約款

# 第二版



# <目 次>

第1章	総 則	1
第1条	(本サービスの適用)	1
第2条	(用語の定義)	1
第3条	(約款の適用)	1
第4条	(本約款の変更)	2
第5条	(当社からの通知)	2
第6条	(分離性)	2
第7条	(専属的合意管轄裁判所)	2
第8条	(準拠法)	2
第9条	(協議)	2
第2章	利用契約の締結等	2
第10条	(利用申込の承諾と契約の成立)	2
第11条	(利用契約の変更)	3
第12条	(契約者事項の変更)	3
第13条	(権利譲渡の禁止等)	3
第14条	(契約期間)	3
第15条	(契約者からの契約解約)	3
第16条	(当社が行う利用契約の解約)	3
第17条	(契約終了後の処理)	4
第3章	本サービス	4
第18条	(本サービスの内容)	4
第19条	(サービスの利用可能区域・時間)	4
第4章	利用料金	4
第20条	(利用料金)	4
第21条	(利用料金の支払方法)	4
第22条	(利用料金の改定)	5
第23条	(遅延損害金)	5
第5章	契約者の義務	5
第24条	(自己責任の原則)	5
第25条	(契約者の義務)	
第26条	(バックアップ)	6
第27条	(禁止事項)	
第6章	当社の義務	6
<b>然00</b> 夕	(当社の維持責任)	6
第28条	(ヨ性の神行具性)	0

第29条	(本サービス用設備等の障害等)	6
第7章	機密情報等の取扱い	7
第30条 第31条	(機密情報の取扱い)(個人情報の取扱い)	
第8章	利用の制限、中断、停止等	8
第32条 第33条 第34条 第35条	(利用の制限) (保守等による本サービスの中断) (利用の停止) (本サービスの中止又は廃止)	8 8
第9章	その他損害賠償等	9
第36条 第37条 第38条	(反社会的勢力の排除) (損害賠償) (責任の制限)	9
	(サービスレベル)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
別紙 1	サービス仕様等	·11

# 第1章 総則

#### 第1条 (本サービスの適用)

ヤマトシステム開発株式会社(以下「当社」といいます)は、この「サーバ環境提供サービス(IaaS)利用約款」(以下「本約款」といいます)に基づき、契約者に対して本サービスを提供します。

#### 第2条 (用語の定義)

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

(1) 本サービス

当社が設置・管理するインターネットに接続されたコンピュータ機器及びソフトウェアによって提供する機能の利用権を契約者に付与するサービスのことをいい、ワールド・ワイド・ウェブ上及びキャリアが提供するアクセス回線を通じて提供するサービスで、サービス名称は「サーバ環境提供サービス(IaaS)」といいます。

(2) 利用契約

本約款に基づき当社と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約

(3) 契約者

当社と利用契約を締結している者

(4) 申込者

当社と本サービスの利用契約を希望する者

(5) 契約者設備

本サービスの提供を受けるため契約者が設置する電気通信設備その他機器及びソフトウェア

(6) 本サービス用設備

本サービスを提供するにあたり、当社が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及び ソフトウェア

(7) 本サービス用設備等

本サービス用設備及び本サービスを提供するために当社が電気通信事業者より借り受ける電気 通信回線

(8) 電気通信事業者

電気通信事業法第2条第5号で定義された者

(9) 契約者ID

契約者とその他の者を識別するために用いられる符号

(10) パスワード

契約者IDと組み合わせて、契約者本人であることを確認するために用いられる符号

#### 第3条 (約款の適用)

本約款は、本サービスの利用に関し、当社及び契約者に適用されるものとします。

- 2. 本約款の他に当社が、契約者に発する第5条(当社からの通知)所定の通知及びその他の利用条件等の告知(以下、併せて「諸規定等」といいます)は、名目の如何に関わらず、本約款の一部を構成するものとします。
- 3. 本約款本文の規定と諸規定等で定める規定が異なる場合は、当該諸規定等の内容が優先して適用され

るものとします。

#### 第4条 (本約款の変更)

当社は、本約款を随時変更することがあります。この場合には、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、変更後の本約款によります。

2. 当社は、前項の変更を行う場合は、1ヶ月の予告期間をおいて、変更後の本約款の内容を契約者に通知するものとします。

#### 第5条 (当社からの通知)

当社からの契約者への通知は、通知内容を電子メール、書面又は当社のホームページに掲載するなど、 当社が適当と判断する方法により行います。

2. 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信又は当社のホームページへの掲載 の方法により行う場合には、契約者に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信又はホームページ への掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

#### 第6条 (分離性)

本約款のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、本約款の他の条項は、継続して完全な効力を 有するものとします。

#### 第7条(専属的合意管轄裁判所)

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄 裁判所とします。

#### 第8条 (準拠法)

本約款並びに本約款及び諸規定等に基づく利用契約に関する準拠法は、日本国法とします。

#### 第9条 (協議等)

本約款並びに本約款及び諸規定等に基づく利用契約に記載のない事項及び記載された項目について 疑義が生じた事項については、両者誠意をもって協議することとします。

#### 第2章 利用契約の締結等

#### 第10条 (利用申込の承諾と契約の成立)

利用契約は、当社所定の申込書による申込者の申込みに対し、当社所定の方法により当社が承諾の通知を発信したときに成立します。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当社は当該申込者による利用契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込みの際に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
- (2) 申込者が振り出した手形又は小切手が不渡りとなった場合、若しくは申込者が公租公課の滞納処分を受け、又は支払いの停止若しくは仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生

手続開始、又は特別清算開始の申立てがあるなど、債務の履行が困難と想定される場合

- (3) 申込者が、過去に利用契約を当社から解約されている場合、又は利用契約の申込み時点において本サービスの利用を停止されている場合
- (4) 申込者への本サービスの提供に関し、技術上又は業務遂行上の著しい困難が認められる場合

# 第11条 (利用契約の変更)

契約者が本サービスの利用内容を変更しようとする場合は、当社所定の変更届を当社に提出するものとし、この場合の手続は、第10条(利用申込の承諾と契約の成立)を準用するものとします。この場合、「申込者」を「契約者」、「利用契約」を「利用契約の変更契約」と読み替えるものとします。

#### 第12条 (契約者事項の変更)

契約者は、その法人名、又は住所若しくは所在地を変更する場合は、変更予定日の30日前までに当社所定の変更届を当社に提出するものとします。

2. 前項に規定するもののほか、契約者は利用契約の申込みに際して当社に通知した事項を変更しようとする場合は、当社所定の書面に変更事項及び変更予定日等を記入のうえ、変更予定日の30日前までに当社に提出するものとします。

#### 第13条 (権利譲渡の禁止等)

契約者は、当社の事前の書面による同意なくして、契約者としての地位を第三者に継承させ、或いは利用契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し若しくは引き受けさせ又は担保に供してはなりません。

#### 第14条 (契約期間)

本サービスの最短利用期間は、利用契約の成立日から起算して1ヶ月とし、契約者は1ヶ月を経過後は第 15条に従っていつでも利用契約を解約できるものとします。

#### 第15条 (契約者からの契約解約)

契約者は、当社に対し解約希望日の 1 ヶ月前までに当社所定の解約届によりその旨を通知することにより、解約希望日をもって利用契約を解約できるものとします。

2. 前項により利用契約が解約された場合であっても、その利用中に係わる契約者の債務は、利用契約の解約があった後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。

# 第16条 (当社が行う利用契約の解約)

当社は、第34条(利用の停止)の規定により、本サービスの利用を停止された契約者が、停止の日から7日以内にその停止事由を解消又は是正しない場合は、その利用契約を解約できるものとします。

- 2. 当社は、契約者が利用契約を締結した後において第10条(利用申込の承諾と契約の成立)の各号いずれかに該当することが明らかになった場合、前項の規定にかかわらず利用契約を即時解約できるものとします。
- 3. 当社は、契約者が第13条(権利譲渡の禁止等)の規定に違反することが明らかになった場合、利用契約を即時解約できるものとします。

4. 当社は、前各項の規定により利用契約を解約しようとする場合には、あらかじめその旨を当該契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

#### 第17条 (契約終了後の処理)

契約者は、事由の如何を問わず利用契約が終了した後は、契約者が本サービスを利用して作成し又は本サービス用設備に入力したデータ又は情報等(以下「入力情報等」といいます)を当社が当社所定の方法で消去することに同意するものとします。なお、当該入力情報等が消去されたことにより契約者に損害が発生しても、当社は一切責めを負わないものとします。

#### 第3章 本サービス

#### 第18条 (本サービスの内容)

当社が提供する本サービスの具体的内容は、別紙「サービス仕様書」(以下「仕様書」といいます)に定めるとおりとします。

- 2. 契約者は以下の事項を了承のうえ、本サービスを利用するものとします。
  - (1) 本サービスに当社に起因しない不具合が生じる場合があること
  - (2) 当社に起因しない本サービスの不具合については、当社は一切その責を免れること

#### 第19条 (サービスの利用可能区域・時間)

本サービスの提供区域は、日本国内に限定されるものとします。

- 2. 本サービスの利用可能時間は毎日 0 時から 24 時までとします。ただし、当社は以下の各号に該当する場合、サービスの提供を停止することがあります。
  - (1) 本約款第32条(利用の制限)に該当する場合
  - (2) 本約款第33条(保守等による本サービスの中断)に該当する場合

#### 第4章 利用料金

#### 第20条 (利用料金)

本サービスの利用料金は別途当社が定める仕様書、及び料金表によります。

#### 第21条 (利用料金の支払方法)

当社は、毎月末日に締め切り、利用料金及びこれにかかる消費税額を契約者に対し請求するものとします。契約者は当該請求内容を確認のうえ、当社の指定する期日までに当社の指定する銀行口座に振り込み支払うものとします。ただし、指定期日が金融機関の休日にあたる場合は、その日を繰り上げるものとします。

- 2. 前項の支払いに必要な振込手数料は、契約者が負担するものとします。
- 3. 契約者は、第1項の利用料金計算期間において、第33条(保守等による本サービスの中断)及び第34条 (利用の停止)に定める本サービスの提供の中断、停止その他の事由により本サービスを利用することが

できない状態が生じた場合であっても、その期間中の利用料金及びこれにかかる消費税額の支払いを要するものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により本サービスを全く利用できない状態(以下「利用不能」といいます)が24時間以上となる場合、利用不能の時間数(24時間単位とし、単位時間未満は切り捨て)に対応する利用料金及びこれにかかる消費税額については、この限りではありません。

# 第22条 (利用料金の改定)

当社は、社会経済情勢その他の情勢の大幅な変化、又は物価若しくは賃金に大幅な変動が生じた場合は、利用料金を改定する場合があります。この場合、当社は契約者に対し改定日の3ヶ月前までに改定内容を通知するものとします。

2. 契約者は、前項の利用料金の改定を理由として利用契約の解約を希望する場合は、第15条(契約者からの契約解約)の規定にかかわらず、当社が改定の通知をしたときから15日以内に当社所定の解約届によりその旨を通知することにより、改定日の前日をもって利用契約を解約できるものとします。

#### 第23条 (遅延損害金)

契約者は、本サービスの利用料金その他利用契約上の債務について、指定期日を過ぎてもなお履行しない場合には、指定期日の翌日から支払いの日までの日数について、年6%の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社に支払うものとします。

2. 前項の支払いに必要な振込手数料その他の費用は、契約者が負担するものとします。

#### 第5章 契約者の義務

#### 第24条 (自己責任の原則)

契約者は、本サービスの利用に伴い自己の責に帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合又は 第三者からクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。契約者 が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を受けた場合又は第三者に対しクレームを通知する場合に おいても同様とします。

2. 当社は、契約者がその故意又は過失により当社に損害を与えた場合は、契約者に当該損害の賠償を請求することができます。

# 第25条 (契約者の義務)

契約者は、本サービスを利用するにあたっては、自らの費用と責任により契約者設備を設置し、本サービスを利用可能な状態に置くものとします。

- 2. 契約者は、本サービスを利用するにあたっては、自己の費用と責任で、電気通信事業者の電気通信サービスを利用して、契約者設備を本サービス用設備に接続するものとします。
- 3. 当社は、契約者が前各項の規定に従い設置、維持及び接続を行わない場合、本サービスの提供の義務を負わないものとします。
- 4. 契約者は、契約者設備を利用するにあたり、契約者ID、パスワード、暗号装置等による安全管理措置を 講じ、本サービスへの誤操作、不正アクセス、不正使用等の防止に努めなければなりません。
- 5. 契約者は、契約者ID及びパスワードを第三者に開示しないとともに、第三者に漏洩することのないよう管

理するものとします。

- 6. 第三者による契約者の契約者ID及びパスワードを用いた本サービスの利用は、当該契約者自身の利用とみなします。ただし、当社の故意又は過失により契約者ID及びパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。
- 7. 契約者は、契約者ID及びパスワードの盗難又は第三者による使用の事実を知った場合、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

#### 第26条 (バックアップ)

契約者は、契約者が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等については、自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとし、利用契約に基づき当社がデータ等のバックアップに関するサービスを提供する場合を除き、当社はかかるデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して、その一切の責任を負わないものとします。

#### 第27条 (禁止事項)

契約者は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 当社若しくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (2) 本サービスにより利用しうる情報を不当に改ざん、又は消去する行為
- (3) 利用契約に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
- (4) 法令若しくは公序良俗に違反する行為
- (5) 当社若しくは第三者に不利益を与える行為
- (6) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (7) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
- (8) 第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
- 2. 当社は、本サービスの利用に関して、契約者の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであることを 知った場合、第34条(利用の停止)の規定に従い、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、又 は第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。

#### 第6章 当社の義務

#### 第28条 (当社の維持責任)

本サービスにおける当社の責任は、契約者が支障なく本サービスを利用できるよう善良なる管理者の注意をもってサービスを運営することに限られるものとします。

#### 第29条 (本サービス用設備等の障害等)

当社は、本サービスの提供又は利用について障害があることを知ったときは、可能な限り速やかに契約者にその旨を通知するものとします。

2. 当社は、当社の設置した本サービス用設備に障害が生じたことを知ったときは、直ちに本サービス用設備

を修理又は復旧するものとします。

- 3. 当社は、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、直ちに当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理又は復旧を指示するものとします。
- 4. 当社は、本サービス用設備等の設置、維持及び運用にかかる作業の全部又は一部(修理又は復旧を含む)を当社の指定する第三者(以下「再委託先」といいます)に委託することができるものとします。この場合、当社は当該再委託先に対し当該再委託業務遂行について、第30条(機密情報の取扱い)及び第31条(個人情報の取扱い)のほか、本約款所定の当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

#### 第7章 機密情報等の取扱い

#### 第30条 (機密情報の取扱い)

契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が秘密である旨あらかじめ指定した情報(以下「機密情報」といいます)を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
- (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
- (4) 利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
- (5) 相手方からあらかじめ書面により機密情報として扱いから除外することの承諾を得た情報
- 2. 前項の規定にかかわらず、以下の機密情報については、前項に規定する秘密である旨の指定がなされたものとみなします。
  - (1) 契約者が本サービスに入力する顧客情報
  - (2) 契約者が本サービスに入力する契約者自身の企業情報
  - (3) 契約者が本サービスに入力する契約者の取引先情報
- 3. 前各項の規定にかかわらず、契約者及び当社は、機密情報のうち法令の規定に基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の規定に基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後速やかにこれを行うものとします。
- 4. 機密情報の提供を受けた当事者は、当該機密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
- 5. 機密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた機密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で機密情報を化体した資料等(以下本条において「資料等」といいます)を複製又は改変(以下本項においてあわせて「複製等」といいます)することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、当該複製等された機密情報についても、本条に規定する機密情報として取り扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を得るものとします。
- 6. 前各項の規定に関わらず、当社が必要と認めた場合には、第29条(本サービス用設備等の障害等)第4項に規定する再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなく機密情報を開示することができるものとします。ただしこの場合、当社は再委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせるものとします。

- 7. 機密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があった場合は資料等(本条第5項に基づき相手方の承諾を得て複製、改変した機密情報を含む)を相手方に返還し、機密情報が契約者設備又は本サービス用設備に蓄積されている場合はこれを完全に消去するものとします。
- 8. 本条の規定は、本サービス終了後も5年間有効に存続するものとします。

# 第31条 (個人情報の取扱い)

契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報(個人情報の保護に関する法律に規定する「個人情報」をいい、以下同じとします)を本サービスの遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩してはならず、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとします。

- 2. 個人情報の取扱いについては、第30条(機密情報の取扱い)第4項乃至第7項の規定を準用するものとします。
- 3. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

#### 第8章 利用の制限、中断、停止等

#### 第32条 (利用の制限)

当社は、電気通信事業法第8条(重要通信の確保)に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、 又は発生するおそれがある場合は、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又 は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、その他公共の利益のために緊急を要する通信を 優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。

2. 当社は、契約者が本サービス用設備等に過大な負荷を生じる行為をした場合、当該契約者の利用を制限することがあります。

#### 第33条 (保守等による本サービスの中断)

当社は、次の場合には、本サービスの提供を一時的に中断することがあります。

- (1) 本サービス用設備等の保守上又は工事上やむを得ない場合
- (2) 第32条(利用の制限)の規定により利用の制限を行っている場合
- (3) 本サービス用設備等の障害その他やむを得ない事由が生じた場合
- (4) 当社が本サービスの運用の全部又は一部を中断することが望ましいと判断した場合
- 2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を一時的に中断する場合は、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

# 第34条 (利用の停止)

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 支払期日を経過しても利用料金を支払わない場合
- (2) 第27条(禁止事項)第1項の各号のいずれかに該当する行為をした場合
- (3) 本約款の規定に違反した場合
- (4) 前各号のほか、当社が不適当と判断する行為を行った場合

2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止する場合は、その理由、サービス提供停止開始日、 及び期間、サービス提供停止解除条件をあらかじめ契約者に通知するものとします。ただし、緊急やむを 得ない場合はこの限りではありません。

### 第35条 (本サービスの中止又は廃止)

当社は、本サービスの全部若しくは一部を一時的に中止又は永続的に廃止することがあります。

2. 当社は、前項の規定により本サービスの全部若しくは一部を一時的に中止又は廃止する場合は、契約者に対し中止又は廃止する日の6ヶ月前までにその旨を通知します。

#### 第9章 その他損害賠償等

# 第36条 (反社会的勢力の排除)

当社は、契約者が次の各号に該当する場合、何らの催告なしに利用契約を解約することができるものとします。

- (1) 暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標 ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます)である場 合、又は反社会的勢力であった場合
- (2) 自ら又は第三者を利用して、当社に対して、詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いるなどした場合
- (3) 当社に対して、自身が反社会的勢力である旨を伝え、又は、関係団体若しくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどした場合
- (4) 自ら又は第三者を利用して、当社の名誉や信用等を毀損し、又は、毀損するおそれのある行為をした場合
- (5) 自ら又は第三者を利用して、当社の業務を妨害した場合、又は、妨害するおそれのある行為をした場合
- 2. 当社は、前項により利用契約を解約した場合には、契約者に損害が生じたとしても、一切の損害賠償を負担しないものとします。

# 第37条 (損害賠償)

債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス又は利用契約に関して、当社が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の責に帰すべき事由により又は当社が利用契約等に違反したことが直接の原因で契約者に現実に発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は、当該事由が生じた月の当該本サービスに係わる利用料金の額を超えないものとします。なお、当社の責に帰すことができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について当社は賠償責任を負わないものとします。

2. 前項の損害賠償請求は、損害発生の日から3ヶ月以内に行使しなければ、その請求権は消滅するものとします。

#### 第38条 (責任の制限)

本サービス又は利用契約に関して当社が負う責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものと

し、当社は以下の事由により契約者に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その 他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。

- (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
- (2) 契約者設備の障害又は本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等契約者の接続環境の障害
- (3) 本サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
- (4) 当社が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスの本サービス用設備への侵入
- (5) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による 不正 アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
- (6) 本サービス用設備のうち、当社の製造に係らないソフトウェア(OS、ミドルウェア、DBMS)及びデータベースに起因して発生した損害
- (7) 本サービス用設備のうち、当社の製造に係らないハードウェアに起因して発生した損害
- (8) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
- (9) その他当社の責に帰すべからざる事由
- 2. 当社は、契約者が本サービスを利用することにより契約者と第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。

#### 第39条(サービスレベル)

当社は、努力目標として仕様書内「サービス品質」に記載のサービスレベル指標(以下「サービスレベル 指標」といいます)の基準を満たすよう、商業的に合理的な努力を払って本サービスを提供します。

- 2. 当社は、サービスレベル指標を、利用契約等に基づく本サービスの内容を変更しない範囲で、随時変更できるものとし、当社指定日をもって変更後のサービスレベル指標が適用されるものとします。
- 3. サービスレベル指標は、本サービスに関する当社の努力目標を定めたものであり、サービスレベル指標に記載するサービスレベル指標値を下回った場合でも当社は損害賠償その他いかなる責任も負わないものとします。
- 4. サービスレベル指標は、利用契約等で除外されている一切のサービス及び免責事項に起因して生じた一切の問題には適用されません。
- 5. 契約者は、利用契約等で除外されている一切のサービス及び免責事項に起因せず、専ら当社の責に起因してサービスレベル指標に満たないことを理由として、当社に申し出て当社がこれを認めた場合は、利用契約を直ちに解約することができるものとします。

#### 付則

この約款は2012年7月1日から発効します。

# (改定履歴)

2014年2月18日 第2版発効